

派遣元担当者セミナー（入門者編）

- ・ 労働者派遣の基本的な流れと書類の整備、派遣労働者への説明義務について
 - ・ 労働者派遣事業報告書の書き方

「労働者派遣事業とは・・・」をお手元にご用意ください。

令和7年2月17日～20日

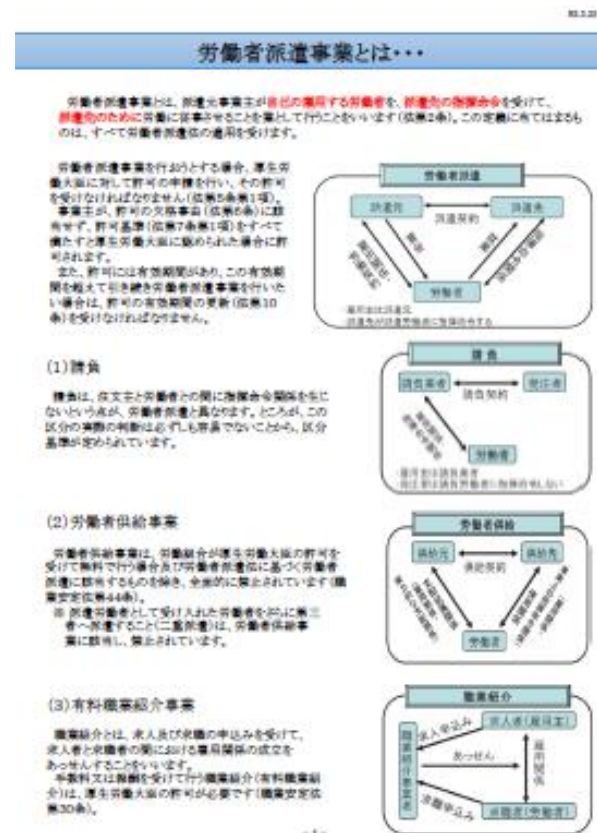
神奈川労働局職業安定部

需給調整事業課

セミナーの受講にあたって

- ・労働者派遣事業の基本的な流れについて説明いたします。
- ・ホームページには、「派遣元担当者セミナー」「労働者派遣事業とは・・・」ほか、配布資料を掲載してありますが、「労働者派遣事業とは・・・」に沿って説明を進めますのでお手元にご用意ください。
- ・今回は使用しませんが、インターネット上で公表されている労働者派遣事業関係業務取扱要領に派遣事業の詳しい取扱いが記載されておりますので、お気に入りに追加されるなど、いつでもご覧になれるようにしてください。

※略称 労働者派遣法・・・法



労働者派遣事業とは（法第2条）

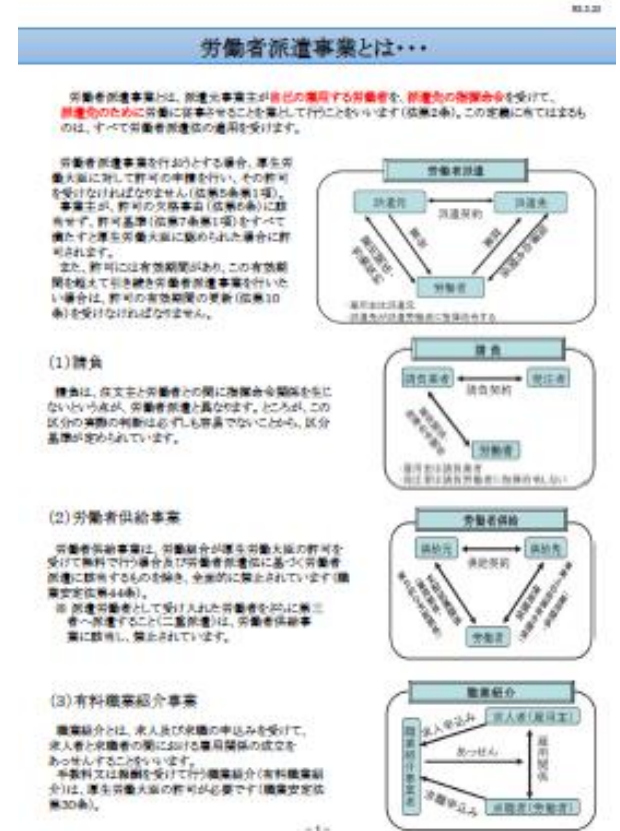
資料 1 ページ

• 労働者派遣とは

「自己の雇用する労働者を、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること」

• 労働者派遣事業とは

「派遣元事業主が、自己の雇用する労働者を派遣先の指揮命令を受けて、派遣先のために労働に従事させることを業として行うこと」



労働者派遣契約に係る手続きの流れ①

～マージン率等に係る情報提供について（法第23条第5項）～

資料 2 ページ

マージン率等の法定事項の情報提供をする。（資料3ページ）

○自社のホームページまたは厚生労働省「人材サービス総合サイト」にて公開。情報提供する内容は資料 3 ページに記載。
情報提供する各項目は最新の情報を掲載する。

【ポイント】

マージン率の計算式は

$$\frac{(\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の平均賃金})}{\text{派遣料金の平均額}} \text{で算出。}$$

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示すること

○労使協定の締結の有無を記載し、労使協定方式を選択する場合は
労使協定の終期と協定労働者の範囲（労使協定に定めている協定適用範囲
と同じにすること）を必ず記載する。



労働者派遣契約に係る手続きの流れ③

～労働者派遣契約を**締結する前**に必要なこと（法第29条）～

派遣先より事業所単位の抵触日の通知を受ける。（資料5ページ）

- (1) 「無期雇用派遣労働者または60歳以上の派遣労働者に限定しない」
労働者派遣契約を締結する場合で、**結果的に**無期雇用者等を派遣しても通知は**必ず受けなくてはならない。**
- (2) 締結予定の労働者派遣契約において、「無期雇用派遣労働者または60歳以上の派遣労働者に**限定する**」と定める場合は、通知を受けていなくても良い。

労働者派遣契約に係る手続きの流れ④

～労働者派遣契約を締結する前に必要なこと（法第26条第9項）～

派遣先より待遇に関する情報提供を受ける。（資料6ページ）

待遇に関する情報提供は、労働者派遣契約を締結する都度必ず受ける。

- (1) 労使協定方式の場合は「食堂（給食施設）」「休憩室」「更衣室」の有無と、派遣先が派遣労働者に実施する教育訓練（研修）内容の情報を受けなければならない。
- (2) 派遣先均等・均衡方式の場合は、上記情報に加えて「比較対象労働者の待遇等に関する情報提供」を受けなければならない、その情報に基づいて派遣労働者の待遇を決定しなくてはならない。

労働者派遣契約に係る手続きの流れ⑤

～労働者派遣契約の締結（法第26条）～

「抵触日の通知」「待遇に関する情報提供」を受けた後に労働者派遣契約を締結する。（資料7～9ページ）

上記を受けずに契約を締結することは禁じられている。

労働者派遣契約における、よくある不備事項

- (1)派遣労働者が従事する責任の程度が記載漏れている。
- (2)組織単位に「組織の長の職名」が記載漏れている。
- (3)指揮命令者が、実際に派遣労働者に業務指示する者ではない。
- (4)就業日が「シフトによる」と定められているが、実際にシフトが事前に決められていない。
- (5)安全及び衛生欄において、「労働者派遣法第44条から第47条の●まで」の●が「4」ではなく「2」や「3」となっている。

労働者派遣契約に係る手続きの流れ⑥

～雇入れ前の説明（法第31条の2第1項）～

派遣労働者として雇用しようとする労働者への説明（資料30ページ）

派遣登録のみを行った者や、自社が出している求人に応募希望している者など、まだ雇用される前の者等に対して説明を行う。

説明に際して、当該労働者の希望する就業条件を事前に確認すること。

説明する内容は以下(1)～(5)で、できるだけ書面にしておくことを推奨。

(1)当該労働者を雇用した場合に見込まれる賃金額及び待遇（想定される勤務時間・就業日・就業場所・派遣期間・教育訓練・福利厚生等）に関する事項

(2)労働保険・社会保険への加入有無等の事項

見込まれる賃金額は書面での交付が必要

(3)事業運営に関する事項（会社概要）

(4)労働者派遣に関する制度（労働契約申込みみなし制度を含めたもの）の概要（自社作成の当該資料または厚生労働省の派遣労働者向けパンレット常に最新版）を活用し説明する）

(5)キャリアアップ措置（キャリアコンサルティングやキャリアパスについて）

労働者派遣契約に係る手続きの流れ⑧ その1

～雇入れ時の明示・説明（法第31条の2第2項）**労使協定対象者編**～

派遣労働者として雇入れようとするとき（資料4ページ）

派遣労働者として雇入れようとする労働者に対して明示と説明を行う。

明示事項（書面での明示が基本）

- (1)昇給・退職手当・賞与の有無
- (2)労使協定対象者である旨（労使協定の有効期間の終期）
- (3)苦情の処理に関する事項

説明事項

- (1)派遣先労働者との間で不合理な待遇差を設けないこと等（法第30条の3）
- (2)労使協定に基づき待遇決定されること（法第30条の4第1項）

※書面を活用し、派遣労働者に理解しやすい方法で説明すること

労働者派遣契約に係る手続きの流れ⑧ その2

～雇入れ時の明示・説明（法第31条の2第2項）**派遣先均等・均衡対象者編**～

派遣労働者として雇入れようとするとき（資料4 ページ）

派遣労働者として雇入れようとする労働者に対して明示と説明を行う。

明示事項（書面での明示が基本）

- (1)昇給・退職手当・賞与の有無
- (2)労使協定対象者でない旨
- (3)苦情の処理に関する事項

説明事項

- (1)派遣先労働者との間で不合理な待遇差を設けないこと等（法第30条の3）
- (2)賃金決定について勘案した事項（法第30条の5）

※書面を活用し、派遣労働者に理解しやすい方法で説明すること

労働者派遣契約に係る手続きの流れ⑨ その1

～派遣時の明示・説明（法第31条の2第3項）～ 労使協定対象者編

雇用した派遣労働者を派遣するとき（資料10ページ上段の青囲み部分のみ）

労働者を派遣する際に、当該労働者に対して明示と説明を行う。

明示事項（書面での明示が基本）

(1) 労使協定対象者である旨（労使協定の有効期間の終期）

説明事項

(1) 派遣先労働者との間で不合理な待遇差を設けないこと等
（法第30条の3）

労働者派遣契約に係る手続きの流れ⑨ その2

～派遣時の明示・説明（法第31条の2第3項）～ 派遣先均等・均衡対象者編

雇用した派遣労働者を派遣するとき（資料10ページ全体）

労働者を派遣する際に、当該労働者に対して明示と説明を行う。

明示事項（書面での明示が基本）

- (1) 労使協定対象者でない旨
- (2) 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金締切及び支払時期等
- (3) 昇給、賞与、退職金の有無
- (4) 休暇に関する事項

説明事項

- (1) 派遣先労働者との間で不合理な待遇差を設けないこと等（法第30条の3）
- (2) 賃金決定について勘案した事項（法第30条の5）

労働者派遣契約に係る手続きの流れ⑩

～就業条件の明示（法第34条）～

派遣労働者に対して派遣先での就業条件の明示を文書を交付し行う（資料11～12ページ）

派遣労働者に対して文書の交付（派遣労働者が希望した場合はメールまたはFAXでも可）にて行う。

就業条件明示の際によくある不備事項

- (1)派遣労働者が従事する責任の程度を明示していない。
- (2)就業日が「派遣先カレンダー」によるとされているのに、当該カレンダーを明示していない。
- (3)就業時間や就業場所が複数ある場合に、こういった理由や状況の際に使い分けるのかが明示していない。
- (4)期間制限に抵触する最初の日（抵触日）の明示をしていない。
- (5)期間制限に係る派遣労働者に対して、労働契約申し込みみなし制度についての明示をしていない。
- (6)派遣料金の明示をしていない。

労働者派遣契約に係る手続きの流れ⑪⑫

～派遣先への派遣労働者の通知（法第35条）～

当該労働者派遣契約に基づいて派遣される派遣労働者を派遣先へ通知する （資料13ページ）

- (1)通知する内容は氏名・性別・年齢（18歳未満は実年齢、78歳以上である場合にはその旨、60歳以上であるか否か）各種保険加入状況（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）・雇用期間・労使協定対象者であるか否かの別。
18歳未満の者以外の実年齢は通知不可。
- (2)各種保険加入状況は、通知時点での加入の有無。また、加入をしていない場合はその理由を必ず通知し、未加入理由が手続き中であった場合は、手続き完了後速やかに派遣先へ連絡すること。
- (3)雇用期間については、有期雇用である場合には「〇月〇日～×月×日」や「6か月」など、具体的な雇用期間を通知することが望ましい。
- (4)通知した派遣労働者が、派遣先で受入れ不可の者（派遣先を定年退職以外で離職し1年を経過しない者）であった場合は、派遣先よりその旨の通知を受けること。

労働者派遣契約に係る手続きの流れ⑭

～派遣元管理台帳（法第37条）～

労働者派遣契約ごとに派遣元管理台帳を備える（資料14～15ページ）

- (1)当該労働者派遣契約中の派遣労働者に関する事項を記載する。
- (2)保存期間は派遣終了時から3年間。
- (3)教育訓練を実施した場合は、訓練内容、実施日及び実施時間を記載する。
- (4)派遣労働者が希望する雇用安定措置については、聴取内容を記載する。
- (5)派遣先に各種保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の加入事実を証する書類を提示した際は、提示した相手の氏名と日付を記載しておくといい。
- (6)協定対象者か否かの別、責任の程度の記載がなされていない。

労働者派遣契約に係る手続きの流れ⑮⑯

～派遣元責任者（法第36条）・派遣先責任者（法第41条）～

派遣元責任者と派遣先責任者について

- (1)派遣元責任者及び派遣先責任者は、緊密に連携し、労働者派遣契約に定めた事項を遵守し派遣労働者の労働環境の整備を行うこと。
- (2)各責任者に選任される者は、労働者派遣法について理解を深め、派遣労働者の保護に努めるとともに、各責任者に課せられる役割を全うすること。
- (3)物の製造の業務に派遣する場合、物の製造業務に従事する派遣労働者1名以上100名以下を1単位として、1単位ごとに製造業務専門派遣元責任者を選任すること。
- (4)派遣先においても同様であるが、派遣先については物の製造業務に従事する派遣労働者が50人以下である場合には製造業務専門派遣先責任者を選任することを要しないこと。
また、派遣先の対象地域について、派遣元責任者の職務のうち「**派遣労働者から苦情の申し出があった場合、当該苦情処理を日帰りで行える**」地域であることに留意すること。

労働者派遣契約に係る手続きの流れ①⑦

～派遣先から派遣元への通知（法第42条）～

派遣先より1か月に1回以上、派遣労働者の勤務状況が通知される（資料17ページ）

通知される必要がある項目は以下(1)～(7)

- (1)派遣労働者の氏名
- (2)業務の種類（通知された期間に派遣労働者が行った業務内容）
- (3)責任の程度
- (4)派遣就業した事業所の名称、就業場所及び組織単位
- (5)派遣就業した事業所の所在地
- (6)派遣労働者からの苦情処理状況（苦情が無ければ省略可）
- (7)就業日、始業時間、就業時間、休憩時間

タイムカードの写しや、出勤時間・退勤時間だけが記載されたタイムシート等を通知する派遣先が見受けられるが、通知内容が不足しているため、そのような通知を行う派遣先に対しては、派遣元より法定事項全てを通知するよう指導いただきたい。

また、派遣先担当者が通知を行わず、派遣労働者自身にメールやFAX等で派遣元へ通知させている事案も見受けられるが、そのような取り扱いを行う派遣先があった場合には、通知義務者は派遣先であるため派遣先担当者が自ら通知を行うよう指導いただきたい。

指導監督の実施結果から

需給調整事業課の定期指導監督で特に多く見受けられる違反等

- マージン率等の情報提供で提供すべき内容に不足事項がある。・・・法第23条第5項
- 派遣期間の制限に抵触することとなる日の通知を受けずに労働者派遣契約を締結している。・・・法第26条第5項
- 労働者派遣契約書を締結する都度、比較対象労働者の待遇に関する情報の提供を受けることなく、労働者派遣契約を締結している。・・・法第26条第9項
- 労働者派遣契約書、就業条件明示書、派遣元管理台帳の記載事項に不備がある。さらに、各書面の記載内容が同項目であるにもかかわらず異なっている。・・・法第26条、法第34条、法第37条
- 派遣労働者として雇い入れようとするときの明示及び説明を行っていない。または、明示すべき項目に不足事項がある。・・・法第31条の2第2項
- 労働者派遣をしようとするときの明示及び説明を行っていない。・・・法第31条の2第3項

令和7年1月16日より、労働者派遣事業関係業務取扱要領の改正がされましたので、お知らせします。

下記に改正箇所を記載しますので、ご確認ください。

第6 派遣元事業主の講ずべき措置等

9（5）二：労働者死傷病報告の電子化に伴い、派遣先から派遣元事業主に対する労働者死傷病報告及び派遣元事業主から所轄労働基準監督署に対する労働者死傷病報告についての連絡方法を変更。

15（5）二：健康保険証の廃止に伴い、派遣元事業主から派遣先に対する派遣労働者の社会保険への加入状況についての通知方法を変更。

17（5）イ：健康保険証の廃止に伴い、日雇派遣の禁止の例外に該当するか否かの確認に必要な公的書類を変更。

21（2）：健康保険証の廃止に伴い、派遣元事業主から派遣先に対する派遣労働者の社会保険への加入状況についての通知方法を変更。

第14 その他

2（5）ト：健康保険証の廃止に伴い、派遣元責任者講習における本人確認書類を変更。

労働者派遣事業報告書等について

11号事業報告書の提出方法など（その1）

1. 提出方法等

- ・提出は窓口、郵便（e-Govによる方法でも可）。
なお、郵送の場合は、返信用封筒を同封してください。
- ・最新様式で提出してください（旧様式の場合、新様式で再提出が必要となります）。
- ・第1面～第9面を記入する。
- ・様式11号は3部、労使協定（写し）等は2部
- ・提出期間は6月1日～6月30日

最新様式の場所

神奈川労働局ホームページ > 各種法令・制度・手続き

> 労働者派遣、有料・無料職業紹介 > 労働者派遣事業報告書の様式のダウンロード、記載例

11号事業報告書の提出方法など（その2）

2. 実績が無い場合

- ・実績が無い場合も提出が必要。

→第1面の各項目、第2面（1）①、（3）、（5）②、第5面（10）、第6面（11）①を記入し、第1面に「実績なし」と記載をしてください。

3. 複数事業所がある場合

- ・各事業所毎に事業報告書を作成してください。

4. 労使協定がある場合

- ・労使協定方式を採用している場合には、労使協定の写しを2部添付してください。

→この労使協定は、派遣法第30条の4に基づく労使協定です。労働基準法第36条に基づく労使協定（いわゆる36協定）とは異なりますので、間違いないよう注意してください。

様式第11号（第1面）

(日本産業規格A列4)

許可番号

派14-○○○○○○

事業所枝番号

1

許可年月日

○○年 ○月 ○日

労働者派遣事業報告書

(年度報告)

(6月1日現在の状況報告)

○中小企業に該当する企業

産業分類	中小企業の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人

○) 年 ○月 ○日

提出者 株式会社 神奈川労働局
代表取締役 神奈川 太郎

カ 働 者 派 遣 事 業 報 告 書 等 に 関 する 法 律 第 23 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、下 記 の と お り 事 業 報 告 書 を 提 出 し ます。

(ふりがな)

1 氏名又は名称

かぶしきがいしゃ かながわろうどうきよく

株式会社 神奈川労働局

2 住 所

〒 (231-××××)

登記事項に合わせる

神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地 (045) ×××-××××

(ふりがな)

3 代表者の氏名
(法人の場合)

かながわ たろう

役 名

神奈川 太郎

代表取締役

(ふりがな)

4 事業所の名称

かぶしきがいしゃ かながわろうどうきよく ばしやみちしてん

株式会社 神奈川労働局 馬車道支店

5 事業所の住所

〒 (231-××××)

ビル名/階数等まで

神奈川県横浜市中区尾上町五丁目77番2号 大和地所馬車道ビル2階
(045) ×××-××××

6 大企業、中小企業の別

1 大企業 ② 中小企業

7 産業分類

名称 労働者派遣事業 (主たる業種の日本標準産業分類の名称とその細分類番号)

分類
番号

9121 (4ケタ)

8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日

令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

(直前に終了した決算期)

9 民営職業紹介事業との兼業

① 有 2 無

許可・届出番号

14-ユ-××××××

10 親会社の名称

株式会社 労働ホールディングス

備考

①労働者派遣事業の許可番号

派××-××××××

②民営職業紹介事業の許可・届出番号

×××-ユ-△△△△△△

11 請負事業の実施

① 有 2 無

うち構内請負の実施

③ 有 2 無

12 備考

親会社とは
①議決権の過半数を所有している者
②資本金の過半数を出資している者
③上記①②の者と同等以上の支配力を有すると認められる者

派遣実績のない場合は、余白に「派遣実績なし」と記入してください。ただし、実績がない場合も第1面、第2面(1)①、(3)、(5)②、第5面(10)、第6面(11)①は記入が必要です。

構内請負とは製造業において、発注者の事業所構内で生産活動を請け負うこと

※労働局記

第1面注意事項

1. 第2欄

住所：登記事項に合わせる

2. 第5欄

事業所の住所：ビル名/階数等まで記入

3. 第7欄

産業分類：主たる業種の日本標準産業分類の名称とその細分類番号
→総務省のホームページで検索できる。

4. 第8欄

事業年度の期間：直前に終了した事業年度（決算期）に合わせて記載。

5. 第10欄

親会社関係：親会社とは①議決権の過半数を所有している者、②資本金の過半数を出資している者、③上記①②の者と同等以上の支配力を有すると認められる者

6. 第11欄

うち構内請負の実施：

構内請負とは、製造業において、発注者の事業所構内で生産活動を請け負うこと。

I 年度報告

決算期末における人数

(1) 派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

派遣以外も含めた全従業員	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者		通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	
		うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	うち同じ職場に1年未満の派遣見込みの者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	うち同じ職場に1年未満の派遣見込みの者
①全労働者	25	—	—	—	—
②派遣労働者総計	10	6	5	4	3
③無期雇用派遣労働者	5	3	3	2	2
④有期雇用派遣労働者	5	3	2	2	1

⑤日雇派遣労働者	0	0	0	0	0
⑥登録者 ※	10	—	—	—	—

※登録制度のある事業主のみ

(2) 労働者派遣事業の売上高

50,000,000

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

(3) 請負事業の売上高

10,000,000

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

(4) 海外派遣労働者数（実人数）

0

(5) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数（実数）

実績が無い場合は〇印を記入	8
---------------	---

②労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）（報告対象期間内に締結した個別契約件数）

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超え5年以下のもの	労働者派遣契約がなかった
	25				15	4	6			

(6) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

	教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別	教育の実施主体の別	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
		1 座学・ 2 実技	1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他		
		教育の内容			
イ5	メンタルヘルス研修	1	1	4	1
ロ6	整理・整頓・清掃・清潔訓練	1	2	4	1
ハ7	危険予知訓練	1	2	4	1
ニ	労働安全衛生法施行規則第35条第1項の該当する号番号を記載				
ホ	労働者を雇い入れた場合、第5号～7号はすべて企業で実施する義務がある。				

③主な派遣先事業主（取引額上位5社）

氏名又は名称	所在地（市町村まで）
株式会社アサカ	埼玉県朝霞市
株式会社シロガネダイ	東京都港区
株式会社ダイバ	東京都港区
株式会社カブキ	東京都新宿区
株式会社トラノモン	東京都港区

②その他の教育訓練（①及び(11)に係るものを除く）

訓練の内容		訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・派遣先・訓練機関・その他	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし） 2 無償（実費負担あり） 3 有償	貸金支給の別 1 有給（無給部分なし） 2 有給（無給部分あり） 3 無給	1人当たりの平均実施時間
イ	コンプライアンス研修	2	1	1	1	
ロ						
ハ						

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣を申込人数（人）	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数（人）	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数（人）
3	3	2	1

(8) 雇用安定措置（法第30条）の実績 決算期間中に雇用安定措置を行った人数を記載。＊期間中に退職者がいれば、(1)の報告対象期間末日時点の対象労働者数と一致しない

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数		第2号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数		第3号の措置（派遣先で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数		第4号の措置（その他の措置）を講じた人数		備考
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	
計	10	1	0	4		1	3			1
3年見込み	2	1	0	1						
2年半から3年末満見込み										
2年から2年半満見込み										
1年半から2年末満見込み	2			1						
1年から1年半満見込み	4			2						
1年末満見込み（第1）	2									

・雇用安定措置の対象(努力義務を含む)となるのは、有期雇用かつ派遣期間が1年以上見込みとなる労働者。そして、その中でも実際に措置を講じる必要があり、報告対象となるのは下記①②のいずれも満たす労働者のみ
①報告対象事業年度中に「同一の組織単位への派遣契約が完全に終了(更新しなかった)となった(派遣期間3年を超えた者を含む)」
②派遣契約の終了以後も派遣元の従業員としての就業継続を期待している(他の派遣先の提供を含む)
上記①②のいずれか、若しくはいずれにも該当しない労働者については雇用安定措置を講じる必要がないため、表に計上しない。
・複数の期間で、複数の措置を講じた場合は、それぞれに計上すること。

※1 「1年末満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（登録中の者を含む）に限る。

※2 (7)欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数であること。

第2面（1）派遣労働者数等雇用実績について

様式第11号（第2面）

（日本産業規格A列4）

I 年度報告

決算期末における人数

報告対象期間末日時点で締結されている派遣契約で、同じ職場（期間制限の対象である組織単位、課やグループ等）に1年以上派遣される見込みの者

（1）派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

派遣以外も含めた全従業員	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者	25	※1	※2	※3	※4
②派遣労働者総計	10	6	5	4	3
③無期雇用派遣労働者	5	3	3	2	2
④有期雇用派遣労働者	5	3	2	2	1
⑤日雇派遣労働者	0	0	0	0	0
⑥登録者 ※	10	—	—	—	—

※登録制度のある事業主のみ

（2）労働者派遣事業の売上高

50,000,000

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

（3）請負事業の売上高

10,000,000

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

（4）海外派遣労働者数（実人数）

0

（5）派遣先に関する事項

①派遣先事業所数（実数）

8

- ・この欄に記入する実績人数は、決算年度末における人数。
- ・①全労働者は、派遣以外（正社員、契約社員、パート等）も含めた人数。
- ・※1・3の『通算雇用期間』とは、派遣元での通算雇用期間。
- ・※2・4の『1年以上の派遣見込み』とは、報告対象期間末日現在、派遣している組織単位（課やグループなど）での通算の派遣契約の期間。（報告対象期間＝直前に終了した事業年度の期間）
例：3月末日決算の場合で、令和7年1月に採用された派遣労働者が、1年間の派遣契約を締結した場合。この場合、※3と※4に記載することになる。

第2面（5）②労働者派遣契約の期間別件数について

②労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）									
総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え15日以下のもの	15日を超え1ヶ月以下のもの	1ヶ月を超え6ヶ月以下のもの	6ヶ月を超え1年以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
25					15	4	6		

（報告対象期間内に締結した個別契約件数）

実績が無い場合は○印を記入

- ・ 報告対象期間内に締結した個別契約件数を記載。

例えば・・・

- ・ 3月末決算の事業者の場合、令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に締結した個別契約の件数が対象になる。
- ・ 3ヶ月の契約を更新し4回締結したら、4件ということになる。
- ・ また、令和7年4月1日からの契約を令和7年3月中に締結した場合、今回の事業報告に含めることになる。

第2面（8）雇用安定措置の実績について

（8）雇用安定措置（法第30条）の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 （派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数		第2号の措置 （新たな派遣先の提供）を講じた人数		第3号の措置 （派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第4号の措置（その他の措置）を講じた人数			第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数	備考
		うち、派遣先で雇用された人数		うち、新たな派遣先で就業した人数		教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※2）	左記以外のその他の措置			
計	10	1	0	4		1	3			1	
3年見込み	2	1	0	1							
2年半から3年未満見込み											
2年から2年半未満見込み											
1年半から2年未満見込み	2			1							
1年から1年半未満見込み	4			2							
1年未満見込み（※1）	2										

☆雇用安定措置の対象者

- ・決算期間中に雇用安定措置を行った人数を記載（期間中に退職者がいれば、（1）の報告対象期間末日現在の対象労働者数と一致しない）。
- ・大前提として、雇用安定措置の対象（努力義務を含む）となるのは、有期雇用かつ派遣期間が1年以上見込みとなる労働者。そして、その中でも、実際に措置を講じる必要があり、報告対象となるのは下記の①②のいずれも満たす労働者のみ。

①報告対象事業年度中に「同一の組織単位への派遣契約が完全に終了（更新しなかった）となった（派遣期間3年を迎えた者を含む）」

②派遣契約の終了後も派遣元の従業員としての就業継続を希望している（他の派遣先の提供を含む）

①②のいずれか若しくはいずれにも該当しない労働者については、雇用安定措置を講じる必要がないため、（8）の表上に計上しない。
つまり、同一組織単位への派遣契約を更新している労働者は報告対象にはならない。

様式第11号（第3面）

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
企業等平均 01～99の合計額／記載業務の合計数	18,667	22,500	19,500	13,000	15,500	15,500	14,000	14,000
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	30,000	31,000	27,000	20,000	21,000	21,000	19,000	19,000
11 その他の技術者								
12 -1 医師								
12 -2 薬剤師								
12 -3 歯科医師、獣医師								
13 -1 看護師								
13 -2 准看護師								
13 -3 保健師、助産師								
14 -1 診療放射線技術者								
14 -2 臨床検査技術者								
14 -3 その他の医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 芸術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者	12,000		12,000	9,000			9,000	9,000
26 会計事務従事者	14,000	14,000		10,000	10,000	10,000		
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								

様式第11号（第4面）

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）（続）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者								
33 販売類似職業従事者								
34 営業職業従事者								
35 家庭生活支援サービス職業従事者								
36 介護サービス職業従事者								
37 保健医療サービス職業従事者								
38 生活衛生サービス職業従事者								
39 飲食物調理従事者								
40 接客・給仕職業従事者								
41 居住施設・ビル等管理人								
42 その他のサービス職業従事者								
43 ～45 自衛官・司法警察職員等								
46 農業従事者								
47 林業従事者								
48 漁業従事者								
49 生産設備制御・監視従事者								
51 機械組立設備制御・監視従事者								
52 製品製造・加工処理従事者								
53								
54 機械組立従事者								
55 機械整備・修理従事者								
56 製品検査従事者								
57								
58 機械検査従事者								
59 生産関連・生産類似作業従事者								
60 鉄道運転従事者								
61 自動車運転従事者								
62 船舶・航空機運転従事者								
63 その他の輸送従事者								
64 定置・建設機械運転従事者								
65 建設躯体工事従事者								
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）								
67 電気工事従事者								
68 土木作業従事者								
69 採掘従事者								
70 運搬従事者								
71 清掃従事者								
72 包装従事者								
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者								
99 分類不能の職業								

第3面（9）①業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金について

様式第11号（第3面）

（9）派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用 派遣労働者	協定対象 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	協定対象 派遣労働者
全業務平均 01～99の合計額／記載業務の合計数	*1							
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者	*2			*3				
06 農林水産技術者								

1. *1（赤色の枠）の計算の仕方
各職種ごとの合計÷職種の数＝全業務平均（小数点以下、四捨五入）
2. *2（水色の枠）の計算の仕方
派遣先から得た料金の総額（消費税含む）÷派遣労働者の総労働時間×8
3. *3（紫色の枠）の計算の仕方
派遣労働者の賃金の総額÷派遣労働者の総労働時間×8

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日（8時間当たり）の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日（8時間当たり）の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均			
4－1 情報処理システム開発			
4－2 機械設計			
4－3 事務用機器操作			
4－4 通訳、翻訳、速記			
4－5 秘書			
4－6 ファイリング			
4－7 調査			
4－8 財務			
4－9 貿易			
4－10 デモンストレーション			
4－11 添乗			
4－12 受付・案内			
4－13 研究開発			
4－14 事業の実施体制の企画、立案			
4－15 書籍等の制作・編集			
4－16 広告デザイン			
4－17 OAインストラクション			
4－18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4－19 看護業務			

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	
その他（ ）	

第5面について

1. 日雇い派遣：派遣元との労働契約が、日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者についての派遣。
2. (10)について
- ・現在、インターネットでの提供が法律上義務づけられている。
- ホームページがない会社は、人材サービス総合サイトを利用してください。

様式第11号（第6面）

例1）フルタイム（1年以上雇用見込み）

職務経験あり：過去にキャリアコンサルティング経験がある、人事部門で3年以上の経験がある等
知見あり：キャリアコンサルティングの知識を有すること

（11）キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数（派遣実績ない場合も記入必須 最低1名以上）

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者 との兼任状況	キャリアコンサルティングに 関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	1	1	1	1	—
キャリアコンサルタント	1	—	1	—	—	—
上記以外の担当者	1	1	—	—	1	—
営業職	—	—	—	—	—	—
その他	1	1	—	—	1	—

② キャリアコンサルティングの実施状況（希望者全員への実施が義務）

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

1. 2. 3いずれかに○
それぞれ用紙を分けて作成

③ キャリアアップに資する教育訓練（1 フルタイム（1年以上雇用見込み）、2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）、3 1年未満雇用見込み）

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間（複数回実施の場合は、その合計）)				訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	資金支給の別	
	(上段) 種別 (1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社○年目・5 長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・6 その他)				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)								
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降					
各項目の番号													
イ 入職時等基礎的訓練													
(イ) 新規採用者訓練	1				40				1	1	1	1	
1人あたりの訓練時間 4時間	10				10				備考				
(ロ)													
ロ 職能別訓練													
(イ) システム設計・技能研修	2	2			40	40	20	20					
4時間	10	10	5	5	10	10	5	5					
(ロ) OA機器操作訓練	2	2			20	20	12	8					
4時間	5	5	3	2	5	5	3	2					
ハ 職種転換訓練													
(イ) ワークスタイル多様化研修	2	2			20	10	10		1	1	1	1	
2時間	10	5	5		10	5	5		備考				
(ロ)									備考				
ニ 階層別訓練													
(イ) リーダー就任研修	4	4			20	10	10		1	1	1	1	
2時間	10	5	5		10	5	5		備考				
(ロ)									備考				
ホ その他の教育訓練													
(イ) ビジネススキル研修	2	2			5	5	3	2	1	1	1	1	
1時間	5	5	3	2	5	5	3	2	備考				
(ロ)									備考				
					○ (40+40+20+5) = 105								
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計（a）					105	105	55	50	1～3年目のaの合計（c）				265
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数（b）※延べ人数ではない					10	10	5	5	1～3年目のbの合計（d）				25
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間（a÷b）※小数点以下切り捨て					10	10	11	10	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間（c÷d）				10
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った資金額（1人1時間当たり平均）									1500 ※記入漏れ/最低資金に注意				

様式第11号（第6面）

例2）短時間勤務（1年以上雇用見込み）

職務経験あり：過去にキャリアコンサルティング経験がある、人事部門で3年以上の経験がある等
知見あり：キャリアコンサルティングの知識を有すること

（11）キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数（派遣実績ない場合も記入必須 最低1名以上）

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者 との兼任状況	キャリアコンサルティングに 関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	1	1	1	1	—
キャリアコンサルタント	1	—	1	—	—	—
上記以外の担当者	1	1	—	—	1	—
営業職	—	—	—	—	—	—
その他	1	1	—	—	1	—

② キャリアコンサルティングの実施状況（希望者全員への実施が義務）

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

1. 2. 3いずれかに○
それぞれ用紙を分けて作成

③ キャリアアップに資する教育訓練（1 フルタイム（1年以上雇用見込み）、2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）、3 1年未満雇用見込み）

訓練の内容等	対象となる派遣労働者 (上段) 種別 (1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社○年目・5 長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・6 その他) (下段) 対象となる派遣労働者数				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計)) (下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OJT-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	資金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	1				12				1		1	1
1人あたりの訓練時間 4時間	3				3				備考			
(ロ)												
ロ 職能別訓練												
(イ) システム設計・技能研修 4時間	2	2			8	4	4					
(ロ) O/A機器操作訓練 4時間	2	2			8	4	4					
ハ 職種転換訓練	2	1	1		2	1	1					
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ニ 階層別訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ) ビジネススキル研修 1時間	2	3			3	2	1	1	1	1	1	1
(ロ)	3	2	1	1	3	2	1	1	備考			
					12+8+3=23				備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)	23	10	8	5	1～3年目のaの合計 (c)				41			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b) ※延べ人数ではない	3	2	1	1	1～3年目のbの合計 (d)				6			
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b) ※小数点以下切り捨て	7	5	8	5	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)				6			
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った資金額 (1人1時間当たり平均)										1500 ※記入漏れ/最低資金に注意		

様式第11号（第6面）

職務経験あり：過去にキャリアコンサルティング経験がある、人事部門で3年以上の経験がある等
知見あり：キャリアコンサルティングの知識を有すること

（11）キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数（派遣実績ない場合も記入必須 最低1名以上）

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	1	1	1	1	
キャリアコンサルタント	1		1	—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

② キャリアコンサルティングの実施状況（希望者全員への実施が義務）

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
	40	10		30	30		5	25

1. 2. 3.いずれかに○
それぞれ用紙を分けて作成

③ キャリアアップに資する教育訓練（1 フルタイム（1年以上雇用見込み）、2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）、3 1年未満雇用見込み）

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				〔上段〕実施時間の総計 （受講者数×教育訓練1コマの時間（複数回実施の場合は、その合計））				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OJT 3 OJT （計画的なもの以外）	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣元 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 （実費負担なし） 2 無償 （実費負担あり） 3 有償	賃金支給の別 1 有給 （無給部分なし） 2 有給 （無給部分あり） 3 無給
	〔下段〕対象となる派遣労働者数				〔下段〕受講者の実人数 （各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと）							
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
（イ）新規採用者訓練	1				12				1	1	1	1
（ロ）	3				3				備考			
ロ 職能別訓練												
（イ）OA機器操作訓練	2				6				記載例は 1年未満の雇用見込みの派遣労働者が 3人 の場合 （登録型、日雇い派遣労働者）			
（ロ）	3				3							
ハ 職種転換訓練												
（イ）									備考			
（ロ）									備考			
ニ 階層別訓練												
（イ）									備考			
（ロ）									備考			
ホ その他の教育訓練												
（イ）									備考			
（ロ）					○（12+6）＝18				備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計（a）	18								1～3年目のaの合計（c）		18	
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数（b） ※延べ人数ではない	3								1～3年目のbの合計（d）		3	
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間（a÷b） ※小数点以下切り捨て	6								1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間（c÷d）		6	
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額（1人1時間当たり平均）									1500 ※記入漏れ/最低賃金に注意			

第6面①②について

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者 との兼任状況	キャリアコンサルティングに 関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計						
キャリアコンサルタント				—	—	—
上記以外の担当者				—		
営業職				—		
その他				—		

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

- ・派遣実績が無い場合にも記入する必要がある（最低1人以上）
- ・職務経験あり：過去にキャリアコンサルティングの経験がある、人事部門で3年以上の経験がある等
- ・知見あり：キャリアコンサルティングの知識を有すること

② キャリアコンサルティングの実施状況

- ・希望者全員への実施が義務

第 6 面③について

③ キャリアアップに資する教育訓練（1 フルタイム（1年以上雇用見込み）、2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）、3 1年未満雇用見込み）															
訓練の内容等	対象となる派遣労働者				（上段）実施時間の総計 （受講者数×教育訓練1コマの時間（複数回実施の場合は、その合計））				訓練の方法の別 1 計画的なJT 2 OFE-JT 3 OJT （計画的なもの以外）	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 （実費負担なし） 2 無償 （実費負担あり） 3 有償	賃金支給の別			
	（下段） 種別 （1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社○年目・5 長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・6 その他）				（下段） 受講者の実人数 （各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと）							1 有給 （無給部分なし） 2 有給 （無給部分あり） 3 有給	2 有給 （無給部分あり） 3 有給	3 有給 （無給部分あり） 3 有給	
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降							
イ 入職時等基礎的訓練															
（イ）										備考					
（ロ）										備考					
ロ 職能別訓練															
（イ）										備考					
（ロ）										備考					
ハ 職種転換訓練															
（イ）										備考					
（ロ）										備考					
ニ 階層別訓練															
（イ）										備考					
（ロ）										備考					
ホ その他の教育訓練															
（イ）										備考					
（ロ）										備考					
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計（a）									1～3年目のaの合計（c）						
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数（b）									1～3年目のbの合計（d）						
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間（a÷b）									1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間（c÷d）						
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額（1人1時間当たり平均）															

- * 具体的記載の仕方は、3 ページ前の記載例の吹き出しを参照してください。
- （注意事項）
- ・ 小数点は切り捨てで記載してください。
 - ・ 教育訓練の内容の記載漏れが多いので注意してください。

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

(6月1日に派遣した労働者の数を記載。※当日派遣していない者(有給休暇を含む)は除く。)

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
42	25	25	6	6	2	2	9	9

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員		①欄と②欄の合計はそれぞれ一致する。			
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
05 研究者		①欄の△ (25+2)	②欄の□ (20+2+5)	①欄の△ (6+9)	②欄の□ (8+2+5)
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	20	20	20		
11 その他の技術者					
12 -1 医師					
12 -2 薬剤師					
12 -3 歯科医師、獣医師					
13 -1 看護師					
13 -2 准看護師					
13 -3 保健師、助産師					
14 -1 診療放射線技師					
14 -2 臨床検査技師					
14 -3 その他の医療技術者					
15 その他の保健医療従事者					
16 社会福祉専門職業従事者					
17 法務従事者					
18 経営・金融・保険専門職業従事者					
19 教員					
20 宗教家					
21 著述家、記者、編集者					
22 芸術家、デザイナー、写真家、映像撮影者					
23 音楽家、舞台芸術家					
24 その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者	10	2	2	8	8
26 会計事務従事者	2			2	2
27 生産関連事務従事者					
28 営業・販売事務従事者					
29 外勤事務従事者					
30 運輸・郵便事務従事者					
31 事務用機器操作員					

(第8面に続く)

様式第11号（第8面）

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（純）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 居住施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者	10	5	5	5	5
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者					
99 分類不能の職業					

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
10	5	5	5	5

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)	2		2
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代襲)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代襲)			

第7面 1. ①②について

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

前ページまでは事業年度に基づいて記載しましたが、
7面以降は「6月1日時点」の状況を記載します

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					

* 具体的記載方法は前ページの吹き出しを参照してください。

1. 派遣労働者計：6月1日に派遣していた労働者の数を記載（当日派遣していない者（有給休暇を含む）は除く）
2. ①欄と②欄の合計は、それぞれ一致する。

第8面③について

52・53 製品製造・加工処理従事者					
54 機械組立従事者					

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者

【特定製造】

- ・ 特定製造とは、物の製造業務（育休産休代替や介護休業代替を含まない）をいう。
- ・ 上記の52・53、54が特定製造にあたる。

製造業務	製造業務に含まれない
・ 物を溶融する業務 ・ 物を鋳造する業務 ・ 物を加工又は組立する業務 ・ 物を塗装する業務 ・ 製造機械の操作の業務 ・ 上記と密接不可分の付随的業務として複数の加工・組立て業務を結ぶ場合の運搬、選別、洗浄等の業務	・ 製品の設計、製図の業務 ・ 原料、半製品等を搬入する業務 ・ 加工、組立て等の完了した製品を運搬、保管、包装する業務 ・ 製造用機械の点検の業務 ・ 製品の修理の業務

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ～ivに該当しない者		i 高齢者		ii 長閑学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者	
4	2	2	2	2						

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数（⑤ i ～ivの合計の内数）

日雇派遣労働者	
	協定対象 派遣労働者

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数（⑤の内数）

	日雇派遣労働者	
		協定対象 派遣労働者
4－1 情報処理システム開発	2	2
4－2 機械設計		
4－3 事務用機器操作		
4－4 通訳、翻訳、速記		
4－5 秘書		
4－6 フォーリン		
4－7 調査		
4－8 財務		
4－9 貿易		
4－10デモンストレーション		
4－11 音楽		
4－12受付・案内		
4－13研究開発		
4－14事業の実施体制の企画、立案		
4－15書籍等の制作・編集		
4－16広告デザイン		
4－17OAインストラクション		
4－18セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4－19看護業務		

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数（⑤の内数）

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者（雇用されている者を含む。）の数

20

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者
雇用保険	27	13	—	2
健康保険	27	13	—	2
厚生年金保険	27	13	—	2

第7面①欄において計上した、6月1日に派遣していた労働者の雇用保険及び社会保険の加入状況を記入。

未加入者がいる場合には別添(次ページ)に記入。

第9面3について

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者
雇用保険				
健康保険				
厚生年金保険				

- ・ 6月1日現在において派遣していた派遣労働者の雇用保険、健康保険、厚生年金保険の適用状況を記載してください。
- ・ 社会保険未適用者がいる場合、その理由を次ページの書面（6月1日における派遣労働者の雇用保険等の被保険者資格取得の状況）に記載してください。

※6月1日に派遣した労働者の中で雇用保険等に未加入者がいる場合のみ記入してください。

(ふりがな) 事業所の名称	
------------------	--

【雇用保険】

未加入の理由	※下記①～④から選択し番号で記載してください。 複数選択可
その他未加入理由	

【雇用保険の未加入の理由】

① 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
② 同一の事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
③ 昼間学生（労働者派遣法施行令第4条第2項第2号に掲げる者をいう。）
④ その他（その他を選択した場合は、必ず具体的な理由を記載すること。）

【健康保険・厚生年金保険】

未加入の理由	※下記①～③から選択し番号で記載してください。 ①の場合はア～オのいずれかも併せて記載してください。 複数選択可
その他未加入理由	

【健康保険・厚生年金保険の未加入の理由】

① 1週間の所定労働時間又は1月間の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満の短時間労働者であって、次の（ア）～（エ）のうちいずれかに該当する者
（ア）1週間の所定労働時間が20時間未満であること
（イ）賃金の月額が8.8万円未満であること
（ウ）学生であること
（エ）被保険者が常時50人以下であり、任意特定適用事業所の申出がなされていない事業所に使用されていること
② 2か月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの
③ その他

第9面3の添付資料について

【健康保険・厚生年金保険の未加入の理由】

- ① 1週間の所定労働時間又は1月間の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満の短時間労働者であって、次の（ア）～（エ）のうちいずれかに該当する者
 - （ア） 1週間の所定労働時間が20時間未満であること
 - （イ） 賃金の月額が8.8万円未満であること
 - （ウ） 学生であること
 - （エ） 被保険者が常時50人以下であり、任意特定適用事業所の申出がなされていない事業所に使用されていること
- ② 2か月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの
- ③ その他

①（エ）：令和6年10月1日より、50人以下になりました。

【被保険者が常時51人以上の適用企業に関して】

勤務時間または勤務日数が通常の労働者の4分の3未満で、かつ以下の①～④の全ての要件に該当する短時間労働者が社会保険の対象となる。

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること
- ②雇用期間が2ヶ月を超えることが見込まれること
- ③賃金の月額が88,000円以上であること
- ④学生で無いこと＊夜間、定時制の学生は加入対象となる。

様式第12号（表面）						（日本産業規格A列4）					
労働者派遣事業収支決算書											
令和7年6月8日											
厚生労働大臣 殿											
提出者						株式会社			神奈川労働局		
						代表取締役			神奈川 太郎		
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により下記のとおり収支決算書を提出します。											
決算対象期間						令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで					
1 許可番号		派 14-〇〇〇〇〇〇				2 許可年月日		令和〇年〇月〇日			
(ふりがな)		かぶしきがいしゃ かながわろうどうきょく									
3 氏名又は名称		株式会社 神奈川労働局									
(ふりがな)		かぶしきがいしゃ かながわろうどうきょく ばしゃみちしてん									
4 事業所の名称		株式会社 神奈川労働局 馬車道支店									
5 事業所の所在地		〒 (231-××××) 神奈川県横浜市中区尾上町五丁目77番2号 馬車道ウエストビル2階 () -									
6 資産等の状況											
科 目		金 額 (円)						備 考			
	現金・預金										
	土地・建物										
	その他										
資産額 (計)											
負債額 (計)											
7 収 支 の 状 況											
科 目		売上高 (円)	営業利益 (円)	経常利益 (円)	当期純利益 (円)	備 考					
総事業											
	労働者派遣事業										
請負事業											
その他の人材関連事業			-	-	-						
その他の事業			-	-	-						
備考											

様式第12号について

1. 6欄及び7欄を記載する代わりに、貸借対照表及び損益計算書を添付してもよい。
2. 7欄を記載する場合、セグメントごとの売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益を記入すること。ただし、その他の人材関連事業及びその他の事業については、売上高のみの記載でよい。
3. 7欄を記載する場合において、労働者派遣事業又は請負事業を含む人材関連事業等について各事業に係る収支の状況を決算上分離できないときは、分離して記載する必要はなく、「その他の人材関連事業」に記載すること。
4. 添付する貸借対照表及び損益計算書については、当該事業年度の決算手続きを経ているものであること。

提出期限：毎事業年度経過後3ヶ月以内

様式第12号－2（表面）		（日本工業規格A列4）	
関係派遣先派遣割合報告書			
厚生労働大臣 殿		令和7年6月8日	
派遣元事業主単位で作成し、決算後3ヶ月以内に提出		株式会社 神奈川労働局 提出者 神奈川 太郎	
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第3項の規定により関係派遣先への派遣割合に係る報告を提出します。			
報告対象期間は事業年度（決算期）を記入		報告対象期間 令和6年 4月 1日から 令和7年 3月 31日まで	
① 許可番号	派××-××××××××	② 許可年月日	令和○年 ○月 ○日
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ かながわろうどうきょく		
② 氏名又は名称	株式会社 神奈川労働局		
(ふりがな)	かながわ たろう		
③ 代表者の氏名 (法人の場合)	神奈川 太郎		
④ 住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	〒(231-××××) 神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地 ×××-××××		
①欄は、派遣労働者が報告対象期間内に就労した全労働時間を記入。 ※この時間数は関係派遣先だけではありません。			
1 労働者派遣実績報告			
① 労働者派遣の実績（総労働時間）		900時間	
② ①のうち、関係派遣先への労働者派遣の実績（総労働時間）		200時間	
③ ②のうち、定年退職者の労働者派遣の実績（総労働時間）		20時間	
関係派遣先への派遣割合（％）（※1、※2）		20.0％	
④ ※1 (②－③)÷①×100で算出した値を記入 ※2 小数点以下第1位未満切り捨て			
連結決算を導入していないがグループ企業がある場合は、別紙として一覧表を作成し添付。			
2 連結決算導入の有無		1 有 (2) 無	
【関係派遣先とは】 ① 派遣元事業主を連結子会社とする者及び当該者の連結子会社 ② 派遣元事業主の親会社等又は派遣元事業主の親会社等の子会社等 【親会社等とは】 ① 派遣元事業主の議決権の過半数を所有している者 ② 派遣元事業主の資本金の過半数を出資している者 ③ 派遣元事業主の事業の方針の決定に関して、①及び②と同等以上の支配力を有すると認められる者 【親会社等の子会社等とは】 ① 派遣元事業主の親会社等が議決権の過半数を所有している者 ② 派遣元事業主の親会社等が資本金の過半数を出資している者 ③ 事業の方針の決定に関する派遣元事業主の親会社等の支配力が①及び②と同等以上と認められる者 【定年退職者とは】 60歳以上の定年年齢に達した者のことをいい、継続雇用（勤務延長・再雇用）終了後に離職した者（再雇用による労働契約期間終了前に離職した者等を含む）や継続雇用中の者も含む。			
3 備考			

様式第12号－2について（その1）

1. 報告対象期間は、事業年度の開始日（事業を事業年度の途中で開始した場合には当該事業の開始日）及び当該事業年度の終了の日を記載。
2. 表面上方の提出者欄には氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記載。
3. 1 ①欄には、報告対象期間内において、派遣労働者が派遣労働により業務に従事した総労働時間を記載。
4. 1 ③欄における「定年退職者」とは、60歳以上の定年に達したことによって退職した者であって、当該派遣元事業主に雇用される者。
5. 1 ④欄は（②欄の数－③欄の数）÷①欄の数×100（小数点以下第1位未満切り捨て）

提出期限：毎事業年度経過後3ヶ月以内

様式第12号－2にかかる添付書類

この書類は、様式第12号－2 関係派遣先派遣割合報告書 2欄 連結決算導入の有無 について、「無」に印をつけた場合のみ添付していただく書類です。
 なお、親会社等がない場合は、① 貴社からみた親会社等の有無 欄の「無」に印をつけ、派遣元(自社) 欄に会社名・連絡先・住所のみご記入ください。
 親会社等の子会社が自社に取まらない場合は、適宜欄を追加してください。書式につきましては、当書類の記入内容が網羅してある限り問わない事とします。

派遣元(自社)	親会社等が保有する議決権または資本金の割合	%	
会社名・連絡先		☐() -	
住所		親会社等への派遣	有・無

① 貴社からみた親会社等の有無 有・無

② ①について、「有」の場合の親会社等および親会社等の子会社の名称・住所・連絡先

親会社等	会社名・連絡先		☐() -	
	住所			
	親会社等の子会社	親会社等が保有する議決権または資本金の割合	%	
	会社名・連絡先		☐() -	
	住所		貴社からの派遣	有・無
	親会社等の子会社	親会社等が保有する議決権または資本金の割合	%	
	会社名・連絡先		☐() -	
	住所		貴社からの派遣	有・無
	親会社等の子会社	親会社等が保有する議決権または資本金の割合	%	
	会社名・連絡先		☐() -	
	住所		貴社からの派遣	有・無
	親会社等の子会社	親会社等が保有する議決権または資本金の割合	%	
	会社名・連絡先		☐() -	
	住所		貴社からの派遣	有・無
	親会社等の子会社	親会社等が保有する議決権または資本金の割合	%	
	会社名・連絡先		☐() -	
	住所		貴社からの派遣	有・無

様式第12号－2 について（その2）

1. 「関係派遣先」とは

(1) 派遣元事業主が連結財務諸表を作成している
 企業グループに所属している場合

①派遣元事業主を連結子会社とする会社

②当該会社の連結子会社

が関係派遣先となる。

(2) 派遣元事業主が連結財務諸表を作成している
 企業グループに所属していない場合

①派遣元事業主の親会社等

②当該親会社等の子会社等

が関係派遣先となる。

様式第12号－2について（その3）

【親会社等とは】

- ① 派遣元事業主の議決権の過半数を所有している者（派遣元事業主が株式会社の場合）
- ② 派遣元事業主の資本金の過半数を出資している者（派遣元事業主が持分会社の場合）
- ③ 派遣元事業主の事業の方針の決定に関して、①及び②と同等以上の支配力を有すると認められる者

【親会社等の子会社等とは】

- ① 派遣元事業主の親会社等が議決権の過半数を所有している者
- ② 派遣元事業主の親会社等が資本金の過半数を出資している者
- ③ 事業の方針の決定に関する派遣元事業主の親会社等の支配力が①及び②と同等以上と認められる者

＊「①及び②と同等以上の支配力を有する者」とは、一般社団法人や事業協同組合等のように、議決権や出資金という概念では支配関係の有無を判断できない者のことをいい、そこでも、事業の方針につき過半数の支配があるか否かに基づいて判断されることになる。

- ・ ご質問については、質問票にご記入の上、メールでお願いいたします。
14kn-jukyuu_s@mhlw.go.jp

- ・ ミーティング（セミナー）退室後または終了後にアンケート画面が開きますので、ご回答をお願いいたします。

ご清聴いただきありがとうございました。